

那須烏山市子ども会育成会連合会規約

(名称)

第1条 本会は、那須烏山市子ども会育成会連合会と称する。

(目的)

第2条 本会は、那須烏山市における子ども会育成会活動の振興に必要な事業を行い、子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、那須烏山市内の子ども会育成会員並びに本会の目的（第2条）に賛同する者をもって組織する。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、那須烏山市教育委員会事務局生涯学習課内に置く。

(事業)

第5条 本会は、第2条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 各単位育成会の活動を促進するための事業
- (2) 子ども会のリーダーの養成、育成者及び指導者の研修に関する事業
- (3) 子ども会育成会の安全教育の普及に関する事業
- (4) その他第2条に規定する目的を達成するために必要な事業

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名、副会長1名、理事3名、監事2名
- (2) 本会に顧問を置くことができる。

(役員を選任)

第7条 本会の役員は、総会において選任する。

- (1) 正副会長は、各地区育成会長の互選による。
- (2) 理事は、正副会長を除いた地区育成会長をもって充てる。
- (3) 監事は、地区育成会長の推薦により選出する。

(役員任期)

第8条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員任務)

第9条 役員任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは代理する。
- (3) 理事は本会の事業を遂行するための推進を図る。
- (4) 監事は本会の財産、会計の状況を監査する。

(総会)

第10条 本会は定期総会及び必要に応じ臨時総会（以下「総会」という。）を代議員制により開催する。代議員は各単位育成会長とする。

2 総会の議長は、会長をもって充てる。

3 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会)

第11条 理事会は、必要に応じ会長が招集する。

(備付帳簿及び書類)

第12条 本会は会務の円滑な処理を行うために次の帳簿を備える。

(1) 規約

(2) 会員・役員名簿

(3) 会議録

(4) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

(5) その他必要な帳簿及び書類

(経費)

第13条 本会の経費は、単位子ども会育成会からの会費500円、市補助金及び寄付金をもって充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(個人情報の取り扱い)

第15条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

(規約の改廃)

第16条 本規約の改廃は、総会において行う。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

この規約は、令和元年7月5日に一部改正する。

この規約は、令和4年7月1日に一部改正する。